

「京都働き方改革連絡協議会」設置要綱

1 目的

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、平成30年7月6日、「働き方改革関連法」が公布されたところである。本協議会は、京都府内の企業とりわけ中小企業・小規模事業者における労働環境の改善及び労働生産性の向上を支援し、地域経済の活性化に資する働き方改革の実現を図るため、関係者が幅広く情報共有や意見交換を行い、連携して実施事項に取り組むことを目的に開催する。

2 名称 「京都働き方改革連絡協議会」

3 実施事項

- (1) 雇用環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進
- (2) 人材確保・人材育成のための支援
- (3) 労働者の多様な働き方や処遇改善の推進
- (4) 労働生産性の向上に資する取組の推進
- (5) 働き方改革関連法の周知・啓発

4 構成団体

別紙「京都働き方改革連絡協議会構成団体一覧」のとおり

5 協議会の開催

構成機関相互の情報共有及び連携した取組の推進のため、必要に応じて会議を開催する。

6 事務局

事務局を京都労働局雇用環境・均等室に置く。

7 設置日

平成30年12月20日

(一部改正)

令和元年5月22日

京都働き方改革連絡協議会構成団体一覧

(労働組合)

日本労働組合総連合会京都府連合会

(経済団体)

京都府商工会議所連合会

京都府商工会連合会

京都府中小企業団体中央会

京都経営者協会

一般社団法人京都経済同友会

公益社団法人京都工業会

公益社団法人京都労働基準協会

(金融機関)

株式会社京都銀行

京都信用金庫

京都中央信用金庫

京都北都信用金庫

(行政)

京都府

京都市

近畿経済産業局

京都労働局

(オブザーバー)

一般社団法人京都銀行協会

京都府信用金庫協会

京都中小企業家同友会

京都働き方改革推進支援センター

京都府中小企業人材確保・多様な働き方推進センター

京都府よろず支援拠点

独立行政法人労働者健康安全機構京都産業保健総合支援センター

京都府社会保険労務士会